

## ◆よくある質問 [介護支援専門員研修の受講にあたって]

Q 1	介護支援専門員証は研修を受ければ自動的に更新されますか？
A 1	自動的に更新はされません。 研修修了後、介護支援専門員証の更新手続きを「長野県」へ行う必要があります。
Q 2	有効期間がもうすぐ切れますが、実務に就く予定は今のところありません。何か研修を受講する必要はありますか？
A 2	すぐに研修を受ける必要はありません。 介護支援専門員証の有効期間が満了しても介護支援専門員の登録は抹消されませんので、実務に就く予定の無い方はすぐに更新をする必要はありません。 ただし、有効期間が満了した後、改めて介護支援専門員として実務に就く場合は、事前に再研修を受講し、介護支援専門員証の交付手続きを「長野県」へ行う必要があります。
Q 3	介護支援専門員証を県に返納してしまって(紛失してしまって)再研修の申込記入欄の登録番号及び有効期間満了日がわかりません。
A 3	介護支援専門員証の登録番号及び有効期間満了日は、長野県介護支援課へお問合せのうえご記入ください。 介護支援専門員証は、有効期間の5年を過ぎたら県に返納することになっています。
Q 4	介護支援専門員としての実務経験がありますが、実務未経験者の更新研修を受講したいのですが？
A 4	実務経験のある方は、必ず「更新研修(実務経験者)」を受講してください。 ご自身の介護支援専門員証の有効期間内に、1日でも実務経験がある場合は実務経験者の更新研修を受講してください。
Q 5	地域包括支援センターで保健師として働いています。「更新研修(実務経験者)」の実務経験者として受講対象となりますか？
A 5	受講対象です。 地域包括支援センターで保健師・社会福祉士として従事されている場合は、介護支援専門員実務従事者と同等とみなされ、更新研修(実務経験者)の受講対象です。 ※主任介護支援専門員研修の受講要件の通算期間にも算定されます。
Q 6	認定調査員を担当していたが、実務に従事していたこととなりますか？
A 6	該当しません。 介護支援専門員の業務を行っているとはいえませんのでご注意ください。
Q 7	各研修の受講対象者の「実務期間」はどのように換算すればいいですか？
A 7	研修開始日の前日までに換算してください。 受講申込の時点で実務期間を満たしていなくても、研修開始日の前日までに満たしていれば該当の研修を受講できます。
Q 8	実務経験の通算期間に、育児休業等の期間を含めて考えていいのですか？
A 8	含めることはできません。 実際に実務に従事していた期間で換算してください。
Q 9	長野県以外で登録している介護支援専門員証でも研修は受講できますか？
A 9	できます。(ただし原則として、登録した都道府県で受講する必要があります。) 長野県に受講地変更届もしくは移転登録申請書を提出する必要がありますので、登録がある県と長野県両方にまずはご連絡ください。必要な手続きと申請が受理された後、受講可能となります。